

第 2 6 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成28年 3月28日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成28年 3月25日に実施機関が行った 2件の懲戒処分に関する新聞記事を添付し、「別紙報道記事にある、名古屋市教育委員会が行なった 2件の処分に関するすべての文書。」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年 4月28日、実施機関は、本件公開請求に対して、次に掲げる行政文書を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
 - (1) 体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）（請求に係るもの）（以下「本件行政文書①」という。）
 - (2) 職員の服務について（報告）（請求に係るもの）（以下「本件行政文書②」という。）
 - (3) 処分調書（請求に係るもの）（以下「本件行政文書③」という。）
 - (4) 説明書（請求に係るもの）（以下「本件行政文書④」という。）
 - (5) 訓告（請求に係るもの）（以下「本件行政文書⑤」という。）
 - (6) 事情聴取記録（請求に係るもの）（以下「本件行政文書⑥」という。）
 - (7) 辞令（請求に係るもの）（以下「本件行政文書⑦」という。）
- 3 同年 5月 7日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を公開しない理由として、これらの行政文書には、個人の健康状態や生徒の氏名、当該生徒が所属するクラスの情報などプライバシーに関する情報が記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると主張している。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件処分において非公開としたもののうち、学校名、個人名、学年、クラス名及び部活動名等は、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められる情報である。

(2) 本件処分において非公開としたもののうち、体罰を受けた箇所については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもののうち、通常他人に知られたくないと認められる情報であると判断した。

また、仮に特定の個人を識別することはできないとしても、どのように体罰を受けたのかということは、他人に知られたくない、公開されることにより心情を害するおそれのある情報であり、公にすることにより、なお個人の利益を害するおそれがあるものであると認められる。

(3) 本件処分において非公開としたもののうち、(1) 及び (2) で掲げた以外の情報には、被害にあった児童及び生徒（以下「被害児童等」という。）の言動等及び保護者の言動に係る情報や、被聴取者の意識、言動及び健康状態が記載されている。

このうち、被害児童等の言動等は、体罰を受ける前若しくは受けた後、又は盗撮の被害を受けた後の言動等、個人に関する情報である。

また、被害児童等の保護者の言動については、個人としての学校に対する発言及び要望である。これらは他人に知られたくない、公開されることにより心情を害するおそれがある情報であるため、特定の個人を識別する

ことはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

- (4) 被聴取者の意識、言動及び健康状態は、被聴取者個人の私的な情報であり、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、学校名、個人名等の明白な個人識別情報を除き公開するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「一部公開」の根拠となる条例第 7 条第 1 項第 1 号の趣旨を超えて非公開としている。公開された行政文書の内容から、非公開部分の中には身体の部位を指していることが明白なものがあり、非公開にする根拠がない。他にも不当な非公開と思われる部分が多い。
- (2) 実施機関は体罰を受けた箇所を公開により「心情を害するおそれがある」旨主張するが、このような姿勢は、体罰を加えた教員を保護する方向に働くのではないかと危惧する。
- (3) 児童生徒に与えられた体罰の具体的事実が、市民に公開されることの社会的意味を考えるならば、「体罰を受けた箇所」の公開は否定されるものではないし、「個人の権利利益を害するおそれ」など、ほとんど皆無と言えるであろう。つまり、実施機関は、単なる抽象的可能性を前提に判断したのではないか。
- (4) 愛知県教育委員会等の体罰関係文書の公開においても、「体罰を受けた箇所」は公開されてきた。他自治体の公開において、このような事実に向き合ったことが無い。実施機関の対応は異常である。
- (5) 実施機関は、被害生徒の保護者の言動（学校に対する要望等）は「知られたくない」情報である旨述べる。当該保護者にその意向を確認した上で

判断すべきである。体罰を受けた児童生徒の保護者として、実施機関に対していかなる意思表示をしたのか、公文書に残し機会があれば公開してほしいと思う保護者も少なからず存在するであろう。本件処分は、実施機関の対応の不手際等々を隠ぺいすることに繋がるものではないかと危惧する。

(6) 実施機関は、被聴取者の意識、言動等について「個人の私的情報」である旨述べる。公務上行われた「事情聴取」である。また、被聴取者がどのような思いでいるのか、十分反省しているのか等考慮して処分を決定するならば、当該部分の開示は当然である。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書①から⑦に記載された被害児童等の氏名・言動・健康状態、体罰又は盗撮を行った教員の氏名、校長の氏名、関係する教職員の氏名、保護者の氏名・意識、学校名、クラス名、教室の場所、体罰による被害箇所（以下「本件情報①」という。）、体罰又は盗撮を行った教員の職員番号、心情及び経歴（以下「本件情報②」という。）が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件審査請求の対象となる行政文書について

平成27年10月21日に、名古屋市千種区の市立中学校で、特別支援学級を担当する教員が生徒の頭を叩き、負傷させた件（以下「本件体罰事件」という。）により、実施機関は、平成28年 3月25日に当該教員を懲戒処分とした。

また、平成28年 2月 9日に、名古屋市立小学校の教員が担任する児童の着替えを盗撮した件（以下「本件盗撮事件」という。）により、実施機関は、同年 3月25日に当該教員を懲戒処分とした。

本件審査請求の対象となる行政文書は、本件体罰事件及び本件盗撮事件

(以下「本件各事件」という。)に関する文書である。

- (1) 本件行政文書①は、本件体罰事件に関し、発生校の校長が、教職員や関係者から事情を聴取した結果をふまえ、体罰に該当すると判断したことから作成し、平成27年10月26日付けで提出した報告書である。

当該文書は、調査年月日、調査のきっかけ及び調査して判明した事実を記載する欄で構成されており、保護者からの報告の状況及び本件事件が発生した際の状況が記載されている。

- (2) 本件行政文書②は、本件盗撮事件に関し、盗撮を行った教員が勤務する学校の校長が、平成28年 2月21日付けで実施機関に提出した、職員の不祥事に係る報告である。

当該文書は、発生日時、発生場所、関係職員及び概要を記載する欄で構成されており、当該教員が警察署で取り調べを受けている経緯が記載されている。

- (3) 本件行政文書③は、本件各事件に関し、体罰又は盗撮を行った教員及び当該職員が勤務する各学校の校長について、処分内容を審議した結果、作成された処分調書である。

当該文書には、被処分者の所属・職名・氏名、処分年月日、処分の種類、処分事由等が記載されている。

- (4) 本件行政文書④は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第49条第 1項に基づき、任命権者が職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合に交付するものである。

当該文書には、被処分者の所属・職名・氏名、処分年月日、処分事由、名古屋市人事委員会に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間が記載されている。

- (5) 本件行政文書⑤は、地方公務員法に基づく懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められ、指導上の措置として訓告等の事実上の行為を行う場合に交付するものである。

当該文書には、被処分者の所属・職名・氏名、処分年月日、処分事由が記載されている。

- (6) 本件行政文書⑥は、本件各事件に関し、体罰又は盗撮を行った教員及び当該教員が勤務する各学校の校長から事情聴取を行った結果、作成された

事情聴取記録である。

当該文書には、確認日時、聴取場所、聴取者、被聴取者及び事情聴取事項が記載された上で、被聴取者により署名されている。

(7) 本件行政文書⑦は、職員懲戒条例（昭和26年名古屋市条例第50号）に基づき、戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分を行う場合に交付するものである。

当該文書には、被処分者の職名・氏名・職員番号、発令事項、発令日等が記載されている。

(8) 本件体罰事件については、名古屋市千種区の市立中学校の特別支援学級で発生し、体罰を行った教員は五十代男性であること、負傷した生徒は当該教員が担任する学級の男子生徒であること、当該教員は傷害の疑いで書類送検され、減給の懲戒処分とされたこと等が記者発表され、報道されている。

また、本件盗撮事件については、市立小学校の教員が担任を務めるクラスの女子児童の着替えを盗撮した上、証拠隠滅を図ったとして警察に出頭したこと、当該教員は懲戒免職処分とされたこと等が記者発表され、報道されている。

4 本件情報の条例第7条第1項第1号該当性について

まず、本件情報が、条例第7条第1項第1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたいと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①のうち、被害児童等の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。

また、上記3(8)のとおり、本件各事件については、様々な情報が記者発表及び報道機関の取材等に基づく報道により既に明らかとなっている。このため、本件各事件の関係者のみならず、一般に本件各事件の情報が知られていることが容易に推察される。加えて、本件体罰事件に関しては、該当の区で特別支援学級に所属する生徒は一定数に限定されているほか、本件盗撮事件では、被害児童は特定のクラスの複数名であって、クラスの

特定は被害児童の特定に直結する。

このような状況下では、本件情報①のうち、被害児童等の氏名を除く情報についても、これらを公にすると、既に明らかとなっている情報と照合することにより、当該被害児童等を識別することができるものと認められる。

- (3) さらに、本件情報①は、教員から体罰又は盗撮行為を受けたことを明らかにするものであることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、被害児童等にとって通常他人に知られたくない情報であると認められる。

したがって、本件情報①は、本件各事件の被害児童等のプライバシーに関する情報であると認められる。

- (4) ところで、本号は、ただし書アにおいて、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分の要素であり、説明する責務の観点から、当該情報を公開することにより当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、これを公開することとしている。

このことは、開かれた市政を推進するため、非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならないという公開の原則と、個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ったものであるが、本件情報①については、上記のとおり非公開情報に該当することから、重ねて判断しない。

- (5) また、本号ただし書アに規定する職務の遂行に係る情報とは、公務員等が担任する職務を遂行する場合における情報をいい、処分を受けたことは公務員個人の私的な情報であるため、職務遂行情報に含まれない。本件各事件において、体罰又は盗撮を行った教員及び当該教員が所属する学校の校長は、懲戒処分又は指導上の措置を受けているが、本件情報②は懲戒処分を受けた教職員の職員番号、心情及び経歴であって、公務員個人の私的な情報であることから、ただし書アに該当しない。

- (6) さらに、本件情報②のうち、職員番号及び経歴については、既に明らかとなっている情報と照合することにより、体罰又は盗撮を行った教員を識別することができるものであり、体罰又は盗撮行為を行い、懲戒処分を受けたことを明らかにするものであるから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

加えて、本件情報②のうち、心情については、当該心情を吐露した教員を識別することはできないものの、当該教員の人格に密接に関連する情報

であり、公にすると、当該教員個人の人格権などプライバシーを侵害するおそれがあるものと認められる。

(7) 以上のことから、本件情報①及び②は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4 において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

本件行政文書⑥には、本件各事件の被害児童等の態度や言動等、被害児童等のプライバシーに関する情報が随所に記載されているが、これらの情報について、実施機関の公開又は非公開に係る判断に不整合とも思える部分も見受けられた。

先に述べたように、公開を原則とする行政文書公開制度の下においても、個人のプライバシーに関する情報は、最大限に配慮しなければならない。

実施機関においては、今後このような不整合がないよう、条例の趣旨を十分理解した上で、個人のプライバシーに細心の注意を払うよう留意されたい。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 6月 7日	諮問書の受理
7月15日	弁明書の受理
8月24日	反論意見書の受理
令和元年10月18日 (第22回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年10月16日 (第15回第 3小委員会)	調査審議
12月18日 (第16回第 3小委員会)	調査審議

令和 3年 1月 4日	答申
-------------	----

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人